

ゼロレーティングサービス等の提供に関する指針（仮称） 構成案

2019年9月24日
事 務 局

1. 本指針の目的等

- 1-1. 指針策定の背景
- 1-2. 指針の目的と位置づけ
- 1-3. 対象と定義

2. 電気通信事業法上問題となる行為

- 2-1. 電気通信事業者とコンテンツ・プラットフォーム事業者等の関係について
- 2-2. 「通信の秘密」との関係について
- 2-3. 消費者に対する取組について

3. 事業者が採ることが望ましい行為

4. その他（報告・相談、留意点など）

(1) 指針の目的と位置づけ

- 本指針は、中立性研究会及び本WGにおける議論をもとに、インターネット・エコシステムの維持、利用者の権利の確保、レイヤー内・レイヤー間の競争に与える影響等の観点を踏まえ、ゼロレーティングサービス等の提供について法令の適用関係を明らかにすることで、市場における予見性を高め、関係事業者が適正かつ柔軟に連携してゼロレーティングサービス等を提供できる環境を整備することを目的とする。
- 具体的には、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（共同ガイドライン）等における考え方を踏襲した上で、ゼロレーティングサービス等の提供について、法令の適用関係を解説するとともに、問題となることが想定される行為や採ることが望ましい行為を整理・類型化して例示する。
- 本指針の公表を通じて、関係事業者等（ゼロレーティングサービス等を提供する（提供しようとする）電気通信事業者に限らず、ゼロレーティングサービス等の対象となるコンテンツ・プラットフォームを提供する事業者や消費者等を含む）の理解を促進する。

(2) 指針の対象範囲と定義

■ 本指針の対象範囲（案）

○ 対象となるサービス

データ通信に関して従量料金制又は上限データ通信量を定めた定額料金制のもとで、特定のコンテンツ・アプリを利用した場合に限り、利用者の使用データ通信量にカウントしない（または割り引いてカウントする）サービス。（必ずしも移動通信に限るものではなく、コンテンツ・プラットフォーム事業者から電気通信事業者への対価の有無に関わらない。）

※ 今後類似のサービスが登場した場合における、本指針との関係性についても記載

■ 定義

(1) 基本的な考え方

- ゼロレーティングサービス等を提供する電気通信事業者とゼロレーティングサービスの対象となるコンテンツ・プラットフォーム事業者が、連携・契約等を行う際に留意すべき点等について記載する。
- 電気通信事業者とコンテンツ・プラットフォーム事業者の連携・契約に関する事項について、コンテンツ・プラットフォーム市場における競争、MNO・MVNO市場における競争、利用者の権利の確保等の観点から、関係する規律等について解説し、関係事業者の理解を促進する。

(2) 指針の方向性

- 事業者間の連携・契約等に関し、電気通信事業法における制度の趣旨と概要、必要な措置について解説する。
 - 利用の公平（不当な差別的取扱いの禁止）、業務改善命令、禁止行為、役務提供義務 等
- 以下のような事項について問題となる行為を例示し、解説する。
 - ゼロレーティングサービス対象コンテンツの選定基準・技術的条件
 - 自己の関係事業者の取扱いについて
 - 例：自己の関係事業者（子会社等）のみをゼロレーティング対象とすることなど
 - 連携・契約相手先事業者に対する規律・干渉
通信事業者 ↔ コンテンツ・プラットフォーム事業者
 - 他者による同等のゼロレーティングサービスの提供可能性

(1) 基本的な考え方

- ゼロレーティングサービス等を提供する電気通信事業者が、サービスの提供にあたり、サービスの提供を受ける消費者の情報を取得・利用（ゼロレーティング対象コンテンツかどうかパケットをチェックすること等）する場合において採らなければならない取組等について記載する。
- 特に、サービスの提供にあたり遵守する必要がある、電気通信事業法における「通信の秘密」（電気通信事業法第4条（秘密の保護））に関する考え方（個別同意の必要性、違法性阻却事由等）について解説し、関係事業者等の理解を促進する。

(2) 指針の方向性

- 電気通信事業法における通信の秘密に関する制度の趣旨と概要について解説するとともに、消費者の情報を収集・利用する場合において採らなければならない取組等について整理などを行う。
- いくつかの行為類型について、電気通信事業法の通信の秘密との関係を整理。
 - 個別同意の要否及び有効な同意の取得のあり方（取得する情報の範囲、利用目的の明示等）
 - ゼロレーティングサービスの非利用者への対応 など

(1) 基本的な考え方

- 電気通信事業者が消費者に対してゼロレーティングサービスを提供するにあたり、ネットワーク利用の公平性、公正競争の促進、利用者の権利の確保等の観点から、関係する規律等について解説し、関係事業者等の理解を促進する。
- また、十分な情報に基づいて消費者がサービス選択できる状況を確保するため、電気通信事業者が消費者とゼロレーティングを含む契約を締結するにあたり、提供条件を説明する場合等において、採らなければならない取組等について記載する。
- 具体的には、ゼロレーティング対象コンテンツに関する条件や料金等の情報提供の在り方について整理し、関連する規律の適用関係を解説する。

(2) 指針の方向性

- 消費者に提供されるサービス、消費者への提供条件の説明等に関し、電気通信事業法における制度の趣旨と概要、必要な措置等について解説する。
 - 利用の公平、提供条件の説明、苦情等の処理、業務改善命令 等
- 以下に関する例示及び解説を想定。
 - ゼロレーティングサービスに関する条件・料金等の消費者への説明について（例外規定、閲覧方法によりサービス対象外となることなどの説明など）
 - 対象である範囲・対象とならない範囲の説明のあり方や適切な情報提供のあり方、対象コンテンツの変更に関する周知（及び利用を希望しない者への対応）など

(1) 基本的な考え方

- ゼロレーティングサービス等を提供する電気通信事業者が、サービスの提供にあたり、インターネット・エコシステムの維持、法令の遵守、公正競争の促進、利用者の権利の確保等のため、採ることが望ましい取組等について記載する。

(2) 指針の方向性

- 以下に関する例示及び解説を想定。
 - ゼロレーティングサービス利用者／非利用者の通信品質に関する取組（トラフィック増加に対応したネットワーク設備の増強、ゼロレーティングサービス利用者／非利用者間の帯域を分けることなど）
 - 消費者利便の増進及び提供条件の透明性・公平性の確保に向けた取組（ゼロレーティング対象トラフィックのカウント状況等の情報を利用者に対して提供することなど）
 - 消費者におけるサービスの選択肢を広げる取組（ゼロレーティングを含まないプランの設定など）
 - ゼロレーティングサービスの対象の可否に関する透明性・公平性の確保に向けた取組
 - 子どもの利用に関する取組（利用年齢や容量の制限など）

（1）基本的な考え方

- 電気通信事業者又はコンテンツ・プラットフォーム事業者が苦情等を申し立てることができる仕組み（総務大臣に対する意見申出や、電気通信紛争処理委員会等）の活用など、ゼロレーティングサービスが適正に提供されることを確保するための枠組みや体制等について記載する。
- その他、サービスの提供に関する留意点等について記載する。

（2）指針の方向性

- 総務省、電気通信紛争処理委員会等によるモニタリングや相談体制等について記載する。
 - 総務大臣に対する意見の申出
 - 電気通信紛争処理委員会によるあっせん
 - 電気通信市場検証会議によるモニタリング